平成２３年（フ）第１号
北海道留萌市錦町１丁目５番26号
債務者　株式会社誠文堂書店
代表者代表取締役　高宮　要夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時30分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
北海道留萌市錦町１丁目５番26号
債務者　有限会社留萌ブックス
代表者代表取締役　高宮　要夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時40分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
福岡市博多区東比恵３丁目８番１号
債務者　松徳産業株式会社
代表者代表取締役　松本　政光
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　　将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５９号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田18番地
債務者　有限会社サクリフコーポレーション
代表者代表取締役　新名　英幸
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７４６号
和歌山市梶取232番地
債務者　南出商事株式会社
代表者代表取締役　南出　武将
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前10時
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６号
埼玉県朝霞市西弁財１丁目４番２号101
債務者　有限会社住まいる工房
代表者代表取締役　小野塚　明
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
岐阜県養老郡養老町下笠773番地の２
債務者　有限会社加藤商事
代表者取締役　加藤　昭人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
札幌市東区東苗穂６条１丁目５番４号、商業登記簿上の本店所在地札幌市東区東苗穂６条１丁目591番地10
債務者　株式会社田辺配管工業所
代表者代表取締役　田辺　正元
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町三谷３番地１、前本店所在地兵庫県宍粟市山崎町山田207番地の６
債務者　飛石機械産業株式会社
代表者代表取締役　飛石　晃男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後４時
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１３号
北海道岩見沢市７条西16丁目３番２
債務者　株式会社未来
代表者代表取締役　川口　義行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前９時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５５１号
徳島県徳島市川内町北原178―２　アウローラⅡ103号、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓64番地７
債務者　野口　好美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健士郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年４月13日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０４号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地２　エスポアクレメント光ヶ丘壱番館401
債務者　相川　高慶
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　清一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
新潟市東区幸栄２丁目５番９号
債務者　東條　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　　仁
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
高知市廿代町15番27号　前田アパート201
債務者　久原佐代子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　泰洪
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５２号
広島市西区古江東町２番４号
債務者　西崎　富雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部